

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN  
**TOKEN 通信**

2022/No.2

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範  
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . [tanabe@office-token-sr.com](mailto:tanabe@office-token-sr.com)



### ① 令和 4年10月～ 雇用保険料率のお知らせ

以前のご案内のとおり今年度は例年と違い年度内に2段階で保険料率に変更になります。

お給料計算の際には変更をお忘れないようにお願いいたします。

	労働者負担	事業主負担	失業等給付の	雇用保険二事業の	雇用保険料率
			保険料率	保険料率	
一般の事業	5/1000	8,5/1000	5/1000	3,5/1000	13,5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9,5/1000	6/1000	3,5/1000	15,5/1000
建設の事業	6/1000	10,5/1000	6/1000	4,5/1000	16,5/1000

#### いつのお給料から変わるの…???

令和4年10月以降最初に到来する給与の締め日からの変更になります。

(例)

- ・15日締め当月25日支払い⇒10月25日支払いのお給料から
- ・月末締め翌月10日支払い⇒11月10日支払いのお給料から

### ② 令和 4年10月～ 関東地方各県の最低賃金のお知らせ

#### ① 「最低賃金」ってなに???

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その**最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度**です。

仮に最低賃金より低い賃金を労働者、会社双方の合意の上で定めても、**その金額は法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。**

#### ② 令和4年10月以降の地域別最低賃金額

	地域別最低賃金時間額(時間給)	発効年月日
東京都	1,072円	令和 4年10月 1日
神奈川県	1,071円	令和 4年10月 1日
埼玉県	987円	令和 4年10月 1日
千葉県	984円	令和 4年10月 1日
栃木県	913円	令和 4年10月 1日
群馬県	895円	令和 4年10月 8日
茨城県	911円	令和 4年10月 1日

### ③ 最低賃金の対象となる賃金は???

最低賃金の対象となる賃金は毎月支払われる基本的な賃金で、最低賃金を計算する際には実際に支払われる賃金から以下の賃金を控除したものが対象となります。

#### 【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当、傷病見舞金など)
- (2) 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時～午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金の内の割増部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

### ③ 令和 4年10月～ 雇用調整助成金のお知らせ

政府は、令和4年9月末まで特例措置※として最大で1人1日あたり15,000円の休業補償としている雇用調整助成金の支給上限を**令和4年10月から最大12,000円に引き下げる**ことを発表いたしました。特例措置の期限は令和4年11月末までを予定しており、12月以降の支給要件については感染状況等を踏まえて検討するとされておりますが、通常の休業補償額(8,355円)へ段階的に縮小する方向です。

※特例措置の対象となる事業所

- ① 緊急事態措置を実施すべき区域等において知事により要請を受けて営業時間の短縮等に協力する
- ② 売上等の生産指標が、直近3ヶ月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している以上①又は②に該当する事業所が対象となります。

対象とならない事業所について、9月末までは最大で1人1日あたり9,000円の休業補償となり、**10月以降は最大で8,355円の休業補償**になります。

#### 「雇用調整助成金(※1)」って、なに???

雇用調整助成金は、景気の後退等、「**経済上の理由**」により「**事業活動の縮小**」を余儀なくされ雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して「**一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用を維持**」した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

令和2年4月以降は新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため

- ・「**新型コロナウイルス感染症の影響**」により、
- ・「**事業活動の縮小**」を余儀なくされた

場合として令和4年11月末まで特例を設けております。

尚、雇用調整助成金は

- ① **労働の意思及び能力を有する労働者を**
- ② **会社都合により休業させ**
- ③ **労使協定により定めた割合の休業補償を支払った**

以上の要件が満たされた場合に支給されるものであるため

- ・ **労働者本人が病気に罹った場合(コロナ陽性を含む)**や欠勤や有給休暇中などは①に該当しない  
⇒ 病気による休業の場合は健康保険の**傷病手当金(※2)**の対象となる場合がございます。
  - ・ 会社に行くこと、通勤電車に乗ることが不安で**労働者本人が自主的に休んだ場合**などは②に該当しない
  - ・ **会社が休業補償を支払わなかった場合**などは③に該当しない
- 以上の事案では助成金の対象とならないためご注意ください。

#### 【参考】

※1 厚生労働省「雇用調整助成金」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

※2 協会けんぽ「傷病手当金」 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/sb3040/r139/>